

地域公共交通活性化セミナー2013 in 鹿児島 質疑応答集

質疑応答者：北設楽郡公共交通活性化協議会（愛知県北設楽郡設楽町企画課）

質疑1．北設楽郡で創設した北設楽郡総合交通システムにより、公的負担額が、どの程度効率化できたのかを教えてください。

回答1．バス路線については、質疑3の回答のとおりです。利用促進については、増加

質疑2．北設楽協議会のP15の中に「busでbath（温泉）」事業がありますが、入館料の割引制度と思いますが、バスで来たことの確認方法、割引いた額（欠損額）の負担者は誰か？（事業者、自治体、協議会）事業の効果は？入場者が増えた、バスの乗客が増えたなど教えてください。

なお、パンフレットや要綱等があれば、頂けませんでしょうか。

回答2．以下のとおりです。

(1) 要綱は特に定めておりません。パンフレット、乗車証明書、宣伝：自治体広報誌への掲載は別添のとおりです。

(2) 欠損額の負担は、両町村（東栄町・豊根村）ともに、温泉事業者が利用者へのサービスとして実施しているものであり、していないとの事です。

(3) 温泉の入場者数は、（割引開始月の翌月利用者数と割引開始前の同じ月の利用者数で比較しました。）次のとおりです。

東栄町：824人の増加

平成23年10月（実施前）12,382人・平成24年10月（実施後）13,206人

豊根村：421人の増加

平成23年6月（実施前）7,552人・平成24年6月（実施後）7,973人

(4) 利用者数の差は、既存利用者へも乗車証明書が発行されることから、比較ができません。

質疑3．北設楽郡の事例中、幹線バスの相互乗り入れ等について、各町村の費用負担の割合はどうしているか教えてください。

また、広域での取組を開始した後の各町村のバス対策費がどれだけ減少（増加）しているのか教えてください。

回答3．以下のとおりです。

(1) 相互乗り入れの費用負担（割合）はOD調査を元に、町村で利用者数の割合を算出後、年間収入を按分しています。

(2) 単純に、路線維持費（運行経費 - 国・県補助 - 運行収入）で計算してあります。協議会運営費や利用促進事業を含めると、設楽町、東栄町も増額となります。

設楽町：約300万円減額（H23 - H21）

東栄町：約400万円減額（H23 - H21）

豊根村：約800万円増額（H22 - H21）

質疑応答者：国土交通省総合政策局公共交通政策部交通支援課

質疑1．協働推進事業について、「連携計画には利用促進やります」とだけざっくり記載し、協働推進事業計画で細かく書けばよいのか。

回答1．連携計画において「協働推進事業」の文言は必須でないが、利用促進について位置づけることと、各者の役割分担までは記載してもらうことになると思われる。

質疑2．運賃割引などを実施した場合のお金の流れはどうなるのか。

回答2．協議会への補助金であることから、協議会と市町村、協議会と交通事業者の間でのお金の流れは各協議会で決定していただきたい。

質疑3．「公共交通サービスの情報提供」について、HPの作成も対象となるのか。

回答3．その予定である。

質疑4．「法定協議会」は活性化・再生法だけなのか。

回答4．活性化・再生法のみである。

質疑5．(国は経費の1/2を補助したと仮定して)委託費については、自治体が1/2以上払ったらダメということか。

回答5．一般的な事例として、経費の半分ずつという形態になると考えられるが、計算上、国の補助金額が経費の1/2に満たない場合もあり、さらには、当初想定していた経費よりも結果的に超えた場合などは、自治体が1/2以上を支払うケースがあるため必ずしも1/2以上支払ってはダメというわけではない。赤字の範囲内であれば問題はない。

質疑6．調査事業については協議会補助だが、事業完了次第1年限りで解散するので、県や市の事業として執行することはできないか。

回答6．スキーム上協議会補助となっているので不可能である。また、そもそも地域公共交通の計画は市町だけでなく地域で協議しながら策定するものであり、市町を補助対象とすることもできない。

質疑7．幹線系統が補助対象外になった場合は、フィーダー系統も補助対象外になってしまうのか。また、その後、幹線が補助対象系統となった場合は、フィーダー系統も補助対象となるか。

回答7．幹線が補助対象から外れれば、当然、フィーダー系統も補助対象から外れる。また、一旦、補助対象外系統となったフィーダー系統を路線の変更なく認めることは新規性の要件からできない。

質疑 8 . 既存の連携計画において利用促進を位置づけていても、計画の実施期間が過ぎていたらダメなのか。

回答 8 . 認められない。協働推進事業計画は連携計画に基づいて策定されるものである。

質疑 9 . 協働推進事業について、細かな内容はいつ頃決まるのか見込みを教えて欲しい。

回答 9 . 予算成立後でないと確定とはならない。ただし、内容については出来るだけ早目には周知できるようにしたい。

質疑 10 . 申請時期に関係してくるので、フィーダー系統の緩和について、補助対象系統となるか否かの判断はいつすれば良いか。

回答 10 . 時期に関係なく、補助対象になるかどうかは、運輸局に相談していただければ問題ない。

質疑 11 . 計画の見直しは調査事業の補助対象となり得るのか。

回答 11 . 認めている。が、協働推進事業のみの為に連携計画を見直す場合には調査事業の補助対象にはならないと考えている。

以 上